

諮問番号：平成29年度諮問第6号

答申番号：平成29年度川行審答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が行った生活保護法第78条に基づく返還請求を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 長男のアルバイト収入について未申告であったことにより手取りの収入全額の〇円を返還せよと決定されたが、私は長男がアルバイトをしていることを知らなかった。

イ 長男は、収入全部が保護費から減額されてしまうと勘違いしていたため申告をしなかったと言っており、処分庁の担当は長男や私に対してこのような説明をしていない。各種の控除、自立更生の積立金について生活保護の担当から説明を受けていたらきちんと申告をしていたと言っている。

ウ 本件処分に先立ち、私や長男は処分庁担当者から何ら事情聴取を受けていないし、言い分も聞いてもらっていない。なのでこの決定について納得がいかない。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

生活保護法（以下「法」という。）第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申告することはもちろん、消極的に故意に事実を告げないことも含まれると解される。また、消極的に故意に事実を告げなかったことをもって、「不実の申請その他不正

な手段」により生活保護を受けたというためには、その前提として、被保護者において法第61条に基づく収入申告の義務について認識している必要がある。

審査請求人及び長男は、法第61条に基づく収入申告の義務を認識していたことが推認され、長男については、アルバイトを行い給与収入を得ていたにもかかわらず、当該事実を処分庁に申告せず、また、審査請求人に告げることがなかったために、審査請求人をして収入無収入申告書の「働いて得た収入のない者」の欄に審査請求人及び長男の名前を記載させるに至ったものである。

そして、平成28年度の課税一斉調査により、処分庁において長男に未申告の収入があることが判明したのであり、これは、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IV-3-（2）-ウ-（エ）の「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するものである。

よって、審査請求人及び長男は、積極的に虚偽の事実を申告したとまでは言えないものの、長男が故意にアルバイト収入の事実を告げず、また、審査請求人においても長男のアルバイト就労を把握していなかったことにより、結果として保護費を過大に受給したことが認められるのであり、これらの行動は、まさしく「不実の申請その他不正な手段」に該当するものである。

イ 法第78条第1項の適用について

本件は、被保護者たる長男が、部活動費や遊興費に充てるため、収入申告の義務を知りながらアルバイト収入の事実を処分庁に告げず、また、審査請求人においても長男のアルバイト就労を把握していなかったことにより、結果として不実の申請に至ったものであり、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年保護課長通知」という。）が法第63条の適用が妥当である場合として掲げる「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等」に該当するものではない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について

審査請求人は、本件処分に先立ち、処分庁担当者から何ら事情聴取を受けていないし、言い分も聞いてもらっていない旨主張している。

しかし、法第62条第4項に規定する弁明の機会は、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合に付与されるものであり、法第78条第1項の費用徴収決定処分はこれらの場合に該当するものではない。

また、本件処分において、処分庁担当者は、長男に未申告の収入があることが発覚した後、アルバイト就労に係る事情を長男から直接聴取しており、未申告であった分についてはケース診断会議の後に返還してもらうことを伝えて、反省文の提出を受けていることからしても、実質的には、本件処分に先立ち、弁明の機会を与えていたものといえることができる。

よって、本件処分の手続に違法な点はなく、審査請求人の当該主張は認められない。

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

第2 2 (2)と同様

第4 調査審議の経過

平成29年11月28日 諮問の受付

平成30年 1月15日 第1回審議

同年 2月 5日 口頭意見陳述、第2回審議

同年 3月 5日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申告することはもちろん、消極的に故意に事実を告げないことも含まれると解され、消極的に故意に事実を告げなかった結果として「不実の申請その他不正な手段」により生活保護を受けたというためには、被保護者が法第61条に基づく収入申告の義務について認識している必要がある。

この点について、審査請求人は、平成25年6月20日に処分庁担当者から生活保護制度について説明を受けた際、「高校生などのアルバイト収入も届け出が必要です。」等の記載がある確認書に署名捺印をしている。また、長男に対しては、処分庁担当者が平成26年4月2日の面談においてアルバイト収入等の届出義務に関する説明を行いパンフレットを渡しているほか、平成28年12月12日に長男からアルバイトの状況を確認した際には、収入申告の義務を知っている旨の申し出を受けている。これらのことから、審査請求人及び長男は、法第61条に基づく収入申告の義務を認識していたといえる。

また、審査請求人及び長男の生活環境等を総合考慮すると、審査請求人が長男のアルバイト就労について認識がなかったことは事実であると推認される。この点については、口頭意見陳述においても、審査請求人から「長男のアルバイト就労を把握していなかった」旨の発言があった。しかし、審査請求人は、世帯主として世帯の収入全体を把握すべきであったほか、長男にも世帯員としてアルバイト収入の申告義務があった点に変わりはない。

以上のことから、長男が故意にアルバイト収入の事実を処分庁に告げず、また、審査請求人においても長男のアルバイト就労を把握していなかったことにより、結果として保護費を過大に受給したことが認められ、これらの行動は、「不実の申請その他不正な手段」に該当するものである。

(2) 法第78条第1項の適用について

法第78条に基づく費用徴収決定については、本件のように「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に速やかに行うこととされている。一方、法第63条は、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため保護費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、「被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、収入申告をすみやかに行わなかったことについてやむ

を得ない理由が認められる場合等」に適用することが妥当である。

本件は、(1)のとおり、世帯員である長男が収入申告の義務を知りながらアルバイト収入の事実を処分庁に告げなかったことにより、結果として不実の申請に至ったものであり、法第63条の適用される場合に該当するものではない。

さらに、長男の未申告の収入は、平成28年度の課税一斉調査により判明したものであり、これは「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するものである。

よって、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものとして法第78条第1項を適用した本件処分は、適法かつ適正なものであって審査請求人の主張は認められない。

(3) 本件処分に先立ち、弁明の機会等がなかったとの主張について

法第62条第4項は、同条第3項の規定により保護の変更等の処分をする場合に弁明の機会を付与しなければならないことを定めているものであり、法第78条に基づく費用徴収決定処分はこれに該当するものではない。

また、審査請求人の当該主張は、行政手続法に基づく弁明の機会の付与等がなされなかったという趣旨と考えることもできるが、同法第13条第2項第4号は、納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じる不利益処分については弁明の機会の付与等をすべき場合から除外しており、本件処分はこれに該当する。

これらのことから、法令上は、本件処分に先立ち、弁明の機会の付与等を求められていなかったものであるが、本件処分において、処分庁担当者は、長男に未申告の収入があることが発覚した後、平成28年12月2日に審査請求人に連絡を行い、同月12日に長男から事情を直接聴取し、反省文の提出を受けていることを考慮すると、弁明の機会を与えていたと認めることができる。

よって、本件処分の手続に違法な点はなく、審査請求人の当該主張は認められない。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

3 付言

平成24年保護課長通知は、被保護世帯に収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことやその説明を理解したことを被保護世帯と共有し明確にすることを求め、収入申告の義務について説明を行う際、未成年を含めて稼働年齢層の世帯員がいる場合は、本人の自書による署名等の記載を求めることや、既に受給中の世帯については稼働年齢層の世帯員がいる世帯への訪問時に改めて収入申告の義務について説明するとともに、各種控除等についても説明することなどを留意点として挙げている。

2で述べたとおり、本件において、審査請求人に対しては、処分庁担当者が生活保護について説明を行い、確認書に署名捺印を受けており、長男に対しては、高校に入学した平成26年4月2日に収入の申告義務について説明はなされている。

しかし、その説明の際、平成24年保護課長通知が留意点として挙げる自書による署名等をさせていないほか、それ以降、長男に対してアルバイト収入の申告義務について説明、確認を行ったとは認められない。このことは、本件において、長男がアルバイト収入全部を保護費から減額されてしまうと誤った理解をし、また、それにより審査請求人が長男のアルバイト就労について適確に把握できなかった要因の一つとなったと考えられる。

この点について、処分庁はより丁寧に説明をすべきであり、対応に問題があったと言わざるを得ない。今後は、生活保護受給者に対し、収入申告だけでなく生活保護の意義も含めた説明を行い、世帯員のアルバイト就労等による収入の有無を一度だけでなく折を見て確認するほか、未成年であっても稼働年齢層の世帯員に対しては、本人と面談をしてアルバイト就労等による収入の有無を確認する機会を増やす等、生活保護受給世帯の生活状況等に応じた丁寧な対応を検討すべきである。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安 富	潔
委員	高 岡	香
委員	高 柳	馨